

岩手県告示第495号

岩手県行政経営表彰実施要綱を次のように定める。

令和元年12月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県行政経営表彰実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県表彰規程（昭和26年岩手県告示第115号）第6条の規定に基づき、行政経営の推進に関する功労があったものの表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象)

第2 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- (1) 執行機関である委員会の委員又は監査委員として適正な行政運営に寄与し、その功績が顕著な者
- (2) 審議会等の委員として専門性に基づいた行政運営の推進に寄与し、その功績が顕著な者
- (3) 県出資等法人の代表者として県が実施する施策の推進に寄与し、その功績が顕著な者
- (4) その他行政経営の推進に寄与し、その功績が特に顕著なもの